

## 河内長野市移動円滑化基本構想の概要

### 1. 経緯

平成14年3月26日作成

平成14年5月22日公表

### 2. 河内長野市の概要

人口 122,740人 世帯数42,877世帯 面積109.61km<sup>2</sup>

高齢者数 18,706人(15.2%)(全国平均17.3%)

身体障害者数 3,429人(2.8%)(全国平均2.9%)

### 3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

南海高野線河内長野駅(1日平均利用者数36,125人)(平成10年実績)

近鉄長野線河内長野駅(1日平均利用者数16,766人)(平成10年実績)

重点整備地区の面積 : 約31ha

主な施設 : 市立文化会館 市立休日急病診療所、市立保健センター

重点整備地区の選定理由

当該地区は、本市の玄関口として中心市街地を形成しており、市立文化会館等の公共施設や病院、商業施設等が多く立地し、特に河内長野駅から市役所周辺に至る地区は、市の総合計画や都市計画の基本的な方針において都市核として位置づけられ、都市基盤の充実が求められていることから重点整備地区として選定している。

### 4. 基本構想の特徴

特に2つの鉄道会社の駅舎が一体構造となっており、乗り換え需要も多く発生することから、両駅舎のトータル的なバリアフリー化を図ることを重点に取り組むこととしている。

### 5. 事業の概要

基本構想の目標年次 平成14年度着手、平成22年度までに完成

- |          |   |
|----------|---|
| 公共交通特定事業 | ・改札からホームへのエレベーター設置による段差解消<br>・誰もが利用できるトイレの設置<br>・視覚障害者の情報提供や誘導、聴覚障害者の情報提供 等 |
| 道路特定事業   | ・歩道の確保及び段差や勾配の改善による歩行者空間ネットワークの形成<br>・視覚障害者誘導ブロックや案内サインの整備 等                |
| 交通安全特定事業 | ・視覚障害者対応や時間可変式信号機の設置<br>・違法駐車車両の取り締まり強化 等                                   |

- その他の事業
- ・ 駅前広場から駅舎へのエレベーターの設置
  - ・ 駅前広場トイレの改善
  - ・ 視覚障害者誘導ブロックや案内サインの整備
  - ・ 低床バスの導入およびバス停の改善 等

## 6 . 利用者の意見の反映

基本構想策定委員会を設置し以下の団体から代表者が参画し、4回にわたって協議会で議論を行った。(内1回はワークショップと共催の現地調査)

- ・ 河内長野市身体障害者福祉会
- ・ 河内長野市老人クラブ連合会

基本構想策定委員会に参加していない以下の団体からもアンケートによる意見を求めた。

- ・ (財)大阪府視覚障害者福祉会河内長野支部
- ・ (社)河内長野市心身障害児、者父母の会

市民参加による現地調査を1回実施し、また、ワークショップを2回開催した。

市広報に骨子案を掲載し、平成14年3月1日から3月20日までパブリックコメントを行い7件の意見が寄せられた。

反映された主な事項

- ・ 近鉄河内長野駅には道路からホームへの車椅子出入り口がもうけられており、エレベーターの設置協議が難航したが、乗り換え時に不便など車椅子利用者から等の強い要望を踏まえ、関係者間で調整したところエレベーターを導入することで合意された。
- ・ 特定経路の選定に際し、駅から市役所までの経路が1つの特定経路で結ばれていたが、一部区間の歩道の波打ち解消を求める要望が強く、特定経路に追加された。

## 7 . 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

公共交通事業者等

協議相手機関：南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海バス株式会社

協議成立年月日：平成14年3月26日

道路管理者

協議相手機関：大阪府富田林土木事務所

協議成立年月日：平成14年3月26日

都道府県公安委員会

協議相手機関：大阪府公安委員会、河内長野警察署

協議成立年月日：平成14年3月26日

## 8. 添付資料

- ・策定委員会委員名簿および設置要領

連絡先：都市建設部道路管理交通課

TEL 0721-53-1111(内線507、509)

FAX 0721-55-1435

### 河内長野市移動円滑化基本構想策定委員会設置規程

(設置及び目的)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第6条に基づく基本構想(以下「構想」という。)の策定に関して、広く審議を行うため、河内長野市移動円滑化基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、構想に関する事項について、調査及び審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 公共交通事業者 3名
- (3) 住民代表 2名
- (4) 交通安全事業者 1名
- (5) 道路事業者 2名
- (6) 市職員 2名

(任期)

第4条 委員は、構想の策定に関する審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部道路管理交通課において行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 委員会名簿

学識経験者	大阪大学大学院助教授工学研究科土木工学専攻交通システム学研究室	新田 保次
	四天王寺国際仏教大学人間福祉学科教授	澤田 啓祐
公共交通事業者	南海電鉄(株)統括部長	亘 信二
	近畿日本鉄道(株)技術部長	赤坂 秀則
	南海バス(株)営業部長	向井 雅治
住民代表	河内長野市老人クラブ連合会会長	梶田 忠博
	河内長野市身体障害者福祉会副会長	廣田 吉正
交通安全事業者	大阪府河内長野警察署交通課長	木村 賢二
道路事業者	大阪府富田林土木事務所建設課長	小笠原 洋一
	大阪府富田林土木事務所維持管理課長	磯野 潤
河内長野市	河内長野市保健福祉部長	峯垣内 尊久
	河内長野市都市建設部長	壺井 仁孝

：会長                      ：副会長